

関連用語解説

■市町村森林整備計画

地域森林計画に適合させて、市町村長が5年ごとにたてる10ヵ年計画で、地域森林計画で示された基準を指針として、市町村内における民有林の取扱いについての具体的な内容を示す計画です。

■民有林

国以外が所有している森林。一般民有林と道有林をあわせて民有林という（地域森林計画対象森林）。

■一般民有林

民有林のうち道有林を除いた森林で、市町村や個人、法人などが所有する森林が該当する。

■制限林

森林法、自然公園法、砂防法等の法令により立木の伐採が制限されている森林。

■保安林

水源かん養、土砂の流出や崩壊の防備、保健休養などの特定の公共目的を達成するため森林法に基づいて一定の制限（立木の伐採、土地の形質変更、植栽の義務等）が課せられている森林。

■普通林

制限林以外の森林をいう。

■主伐

利用できる時期に達した林木を伐採すること。次の世代の樹木の更新を伴う伐採。

■皆伐

主伐のひとつで、一定区域の林木の全部または大部分を一度に伐採すること。

■択伐

主伐のひとつで、成熟した木を抜き伐りすること。計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）するため、伐採により林分の状態が大きく変化せず、持続的に次の世代の樹木を発生させることができるのが特徴。

■間伐

林木の育成過程で林分内の密度を下げるために行う間引きのこと。林木同士の競争を緩和し、成長量の増大や林木の利用価値の向上、森林の有する諸機能の維持推進のために行う。

■造林

現在ある森林に手を加えることにより、目的にあった森林の造成を行うこと。または、新たに森林を造ること。造林の方法は人工造林と天然更新に大別される。

■人工造林

苗木の植栽、種子のまき付け、挿し木などの人為的な更新方法により、森林を造成すること。

■天然更新

主として天然の力によって次の世代の樹木を発生させ、森林を造成すること。



...環境は森林に守られています...

森林は、木材を生産するだけではなく、洪水や土砂災害を防いだり、きれいな水を提供するなど、地域の方の生活と深く関わっています。

立木の伐採に際して、森林所有者又は伐採事業者は伐採に関する届出等を市町村長又は（総合）振興局に提出しなければなりません。法令等の定めによる届



出書等は、事前に提出する場合や、事後に提出する場合があります。無届の場合は罰金に処せられることがあります。また、伐採の許可手続きをしなければならぬ場合もあるため、伐採する概ね2～3ヶ月前に、市町村又は（総合）振興局に確認しましょう。詳しくは、裏面をご覧ください。



監修・発行・問い合わせ先
北海道水産林務部林務局森林計画課
計画推進グループ

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
Tel.011-204-5497（直通）

HP <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srk/>



森林の立木 を伐採する 皆さんへ

計画的な伐採・造林を

ご存じですか？伐採・造林の届出制度



作成：平成30年1月